大分県
フクユタカ
（略）

ロ　（略）

（三）　（略）

附　（略）

定義

一　（略）

二　粒　度―次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、福井県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあっては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあっては直径九・一ミリメートル）
（略）	（略）

三～一二　（略）

十一　そば

（一）　（略）

（二）　銘柄

普通そば

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県	品種
（略）	（略）
山形県	でわかおり、最上早生及び山形ＢＷ五号
（略）	（略）

（三）　（略）

附　（略）

定義　（略）

大分県
トヨシロメ及びフクユタカ
（略）

ロ　（略）

（三）　（略）

附　（略）

定義

一　（略）

二　粒　度―次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさの目の丸目ふるいをもって分け、ふるいの上に残る粒の全量に対する重量比をいう。

区分	ふるいの目の大きさ
大粒大豆	直径七・九ミリメートル（つるの子及び光黒（北海道で生産されたもの）、ミヤギシロメ（岩手県及び宮城県で生産されたもの）並びにオオツル（群馬県、富山県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府及び兵庫県において生産されたもの）にあっては直径八・五ミリメートル、タマフクラ（北海道で生産されたもの）にあっては直径九・一ミリメートル）
（略）	（略）

三～一二　（略）

十一　そば

（一）　（略）

（二）　銘柄

普通そば

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

県	品種
（略）	（略）
山形県	でわかおり、最上早生及び山形そば五号
（略）	（略）

（三）　（略）

附　（略）

定義　（略）

附　則

平成二十九年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆及びそばの銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。